第百十九条を次のように改める。

（投票人名簿及び在外投票人名簿の送付）

第百十九条　開票管理者は、法第八十条第三項の規定による報告をした後、直ちに投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本を市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

２　開票管理者は、投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合又は在外投票人名簿が法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合において、前項の規定により当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を送付するときは、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二　当該開票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を市町村の選挙管理委員会に送付する方法

第百二十二条の見出しを「（繰延開票に関する通知）」に改め、同条第一項中「第七十一条第一項本文」を「第七十一条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ」に改める。

第百三十五条の見出し中「の通知等」を「に関する通知」に改め、同条第一項中「第七十一条第一項本文」を「第七十一条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて国民投票分会を行わせることとした場合及び当該」を加え、「においては」を「には」に、「その旨を」を「、同項前段の規定により更に期日を定めて国民投票分会の期日を、それぞれ」に改め、同条第三項中「第七十一条第一項本文」を「第七十一条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて国民投票分会を行わせることとした場合及び当該」を加え、「においては」を「には」に、「その旨を」を「、同項前段の規定により更に期日を定めて国民投票分会を行わせることとした旨及び当該国民投票分会の期日を、それぞれ」に改める。

第百四十一条第一項中「第二十四条」を「第二十五条第一項」に、「第二十九条」を「第二十九条の三」に、「第三十八条」を「第三十九条第一項」に改め、「第四十三条第一項」の下に「（在外投票人名簿の登録に関する部分を除く。）」を加え、「第六十条第二項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、法第六十条第一項、第六十一条第三項及び第七項から第九項まで、」を「第五十二条の二第一項から第四項まで、第六十条第一項から第四項まで及び第七項、第六十一条第三項、第七項、第九項及び第十項、第六十二条第三項並びに」に、「第六十条第二項の」を「法第六十条第五項の」に、「並びに第百四十三条」を「及び第百四十三条並びに法第二十六条第二項又は第四十条第二項において準用する公職選挙法第二百十九条第一項」に、「市の長」を「市長」に、「、市」を「市」に、「する」を「し、法第四十三条第一項（在外投票人名簿の登録に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする」に改め、同条第二項中「同条第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第百四十二条第一項中「第三項」の下に「、第十七条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第二十九条、第三十一条第一項」を加え、同条第二項中「第五十九条第一項及び第二項」の下に「、第五十九条の四第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項」を加え、同条に次の一項を加える。

３　指定都市における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条第一項	市町村の	区（総合区を含む。以下この節において同じ。）の区長（総合区長を含む。以下この節において同じ。）が作成した
第八十三条	市町村の投票人名簿	区の投票人名簿
	市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した住民基本台帳

第八十五条第一項	市町村の	区の区長が作成した
第八十六条	市町村の投票人名簿	区の投票人名簿
	市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した住民基本台帳

第百四十四条第一項中「、第七項又は第八項」を「若しくは第七項の規定による投票、同条第八項の規定による投票（第八十二条の二第二号に掲げる船員が行うものに限る。）又は法第六十一条第九項」に、「する行為」を「行う行為」に、「若しくは第六項に規定する船長又は同条第七項に規定する」を「の船舶若しくは同条第六項に規定する指定船舶等の船長（当該船長が同条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該船長の職務を代理すべき者）で同条第四項若しくは第六項に規定する不在者投票管理者であるもの又は」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「する行為は、第六十九条第五項に規定する」を「行う行為は、」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「によって」を「により」に、「する行為」を「行う行為」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　法第六十一条第八項の規定による投票（第八十二条の二第一号に掲げる船員が行うものに限る。）に関し船員が国外において行う行為は、第八十二条の三第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長が船員の投票の便宜及び投票の公正な実施の確保を考慮して定める時間内に行わなければならない。

第百四十五条の見出し中「する」を「行う」に改め、同条第一項ただし書中「第二号から第四号まで及び第七号」を「第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に、「にする」を「に行う」に改め、同項第一号中「、第二項若しくは第四項又は第八十一条第四項」を削り、同項第七号中「（第八十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項（第八十六条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「する同項」を「同項」に、「行われる」を「行う」に、「同条第四項」を「第七十一条第三項において準用する第七十条第四項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第八十一条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第百四十五条第一項第五号中「行われる」を「行う」に、「同条第四項」を「第七十一条第三項において準用する第七十条第四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「する」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「又は同条第二項において準用する第六十四条第四項」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第六十五条第二項において準用する第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第百四十五条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二　第六十四条第二項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

三　第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第百四十五条第一項に次の一号を加える。

十二　第八十五条第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

第百四十五条第二項中「前項第二号から第四号まで及び第七号」を「第一項第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に、「にする」を「に行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　市町村の選挙管理委員会は、法第百四十三条第一項の規定により午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為については、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。

一　前項第二号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為

二　前項第四号に掲げる行為及び同項第七号に掲げる行為

第百四十六条中「により」の下に「午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定めた場合又は」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に改める。